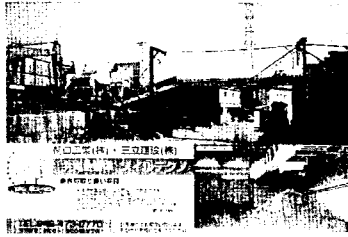
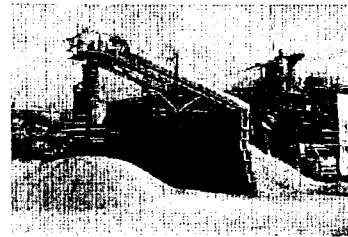


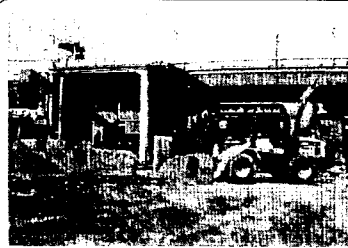
循環社会に貢献するプラント



関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体
ソイルテクノ
志木市上宗岡1-4-51



(株)オザワ
さいたま土質改良プラント
さいたま市大宮区天沼2-1258



五葉建材(株)
エコプラザさいたま
戸田市笹目5-1-7



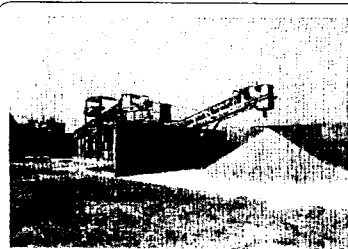
鬼福建商(株)
鬼福建商改良土センター
川越市中福919-1



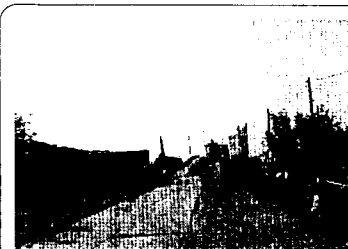
(株)関根商店
関根商店改良土センター
さいたま市西区三橋5-1768



(株)産業エコロジー活用センター
サンエコセンター
さいたま市見沼区片柳1-368-4



須合建設(株)
ミサト改良土センター
三郷市多江2-91



(株)彩光
彩光草加市プラント
草加市柿木町1096-1



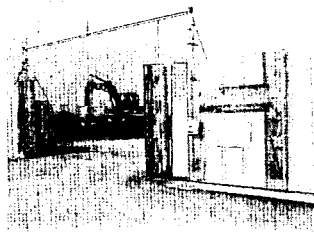
(株)加藤建設工業
武蔵プラント
日高市上鹿山795-3



(株)サイタマ開発
有限会社 サイタマ開発
入間市南塚1056-2

発生土を改良し活用へ

ストックヤード いよいよ設置



(株)春日部資材
春日部リサイクルヤード
春日部市下大増新田281-1



土砂条例から5年 県民生活は今



不適正事案 厳しく対処 県環境部長 池田達雄

平成15年2月1日に「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(土砂条例)」を施行してから5年半余りが経過しました。この条例は、平成13年に岩槻市(現さいたま市岩槻区)内に大量に積まれた熟土が県道に崩落した事案を契機に、無秩序な土砂のたい積を防止することを目的として制定したものです。

土砂条例施行前は、大規模な土砂のたい積を直接規制する法令がなかったため、不適正な事案への対応が十分にできませんでした。土砂条例の施行により、一定規模以上の土砂の排出やたい積については許可等の手続きが必要となり、たい積の高さや対応、たい積する者の資力などの基準が適用されています。また、汚染された土砂のたい積の禁止や土砂搬入禁止区域の指定などの規定を整備し、違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

土砂の排出に関する届出は年間約1000件、土砂のたい積に関する許可は年間70〜80程度で推移しています。たい積許可の内容は農地に係るものが多くを占めています。

また、土砂条例施行後の行政処分件数は措置命令2件、許可取消1件となっており、不適正な事案については厳しく対応しております。

今後も土砂条例を厳正に運用し、市町村等関係機関と連携しながら、無秩序な土砂のたい積を防止し、県民生活の安心・安全の確保と生活環境の保全に取り組んでまいります。

土砂条例の施行状況(件数)

年度	14	15	16	17	18	19
土砂の排出の届出(500㎡以上)	45	895	1,013	1,057	1,080	1,047
土砂のたい積の許可(3000㎡以上)	11	73	66	65	81	77

※平成14年度は平成15年2月1日から同年3月31日まで

土砂対策は自治体単位で

土砂対策は自治体単位で行うことが重要である。自治体は、土砂の排出やたい積の規制を厳格に実施し、無秩序な土砂のたい積を防止する必要がある。また、土砂の排出やたい積の規制に関する条例を制定し、厳正に運用する必要がある。

究極は土砂の再利用へ

土砂の排出やたい積の規制を厳格に実施し、無秩序な土砂のたい積を防止する必要がある。また、土砂の排出やたい積の規制に関する条例を制定し、厳正に運用する必要がある。究極は土砂の再利用へ向けて取り組んでいく必要がある。

リサイクルで環境向上

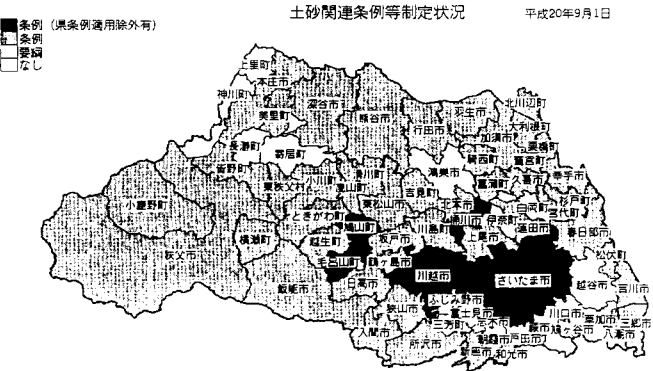
埼玉県の土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の施行状況
平成20年3月3日現在
※条例施行日(平成15年2月1日)のため平成14年度は平成15年2月〜3月の数値

1 土砂の排出の届出件数

市町村	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
中 央	21	267	272	343	384	371	1,658
西 部	8	257	276	245	230	232	1,248
東松山	2	90	89	104	57	71	413
秩 父	1	7	14	10	9	13	54
北 部	3	64	91	53	73	61	345
東 部	3	100	121	123	131	121	599
感 応	7	110	150	179	196	178	820
合 計	45	895	1,013	1,057	1,080	1,047	5,137

2 土砂のたい積の許可件数

市町村	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
中 央	21	267	272	343	384	371	1,658
西 部	8	257	276	245	230	232	1,248
東松山	2	90	89	104	57	71	413
秩 父	1	7	14	10	9	13	54
北 部	3	64	91	53	73	61	345
東 部	3	100	121	123	131	121	599
感 応	7	110	150	179	196	178	820
台 計	45	895	1,013	1,057	1,080	1,047	5,137



NPO法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会

理事長 戸高康之
さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL 048-839-2900

- 会 員
- (株)オザワ
 - 鬼福建商(株)
 - (株)産業エコロジー活用センター
 - (有)彩光
 - (有)サイタマ開発
 - 関口工業(株)・三立建設(株)JV
 - 五葉建材(株)
 - (株)関根商店
 - 須合建設(株)
 - (株)加藤建設工業
- ストックヤード
- (株)春日部資材
- 賛助会員
- 加々美建設(株)
 - 北上産業(株)松尾営業所
 - (有)大伸土木
 - 秩父石灰工業(株)
 - (株)とだ建設
 - 大成ロテック(株)
 - 奥多摩工業(株)
 - (株)イマギイレ
 - 日立建機レック(株)
 - 日立建機(株)
 - 益川興業
 - 日立建機(株)
 - (株)エグチ
 - コマツ埼玉(株)
 - (株)春日部資材
 - キャタピラー東日本(株)